

IMSBCコード（国際海上固体ばら積み貨物規則）の概要

概要

船舶におけるばら積み貨物の運送は適切に行われなければ事故を誘引する可能性があることから、運送方法についてSOLAS条約及び附属コードであるBCコードで規定されてきました。しかし、事故が減少しないこと等を踏まえ、より効果的な安全策とするため、勧告であったBCコードを強制化したものがIMSBCコードです。

内容（全SOLAS条約適用船が対象）

- ・貨物の詳細な情報(特性・性質等)の船長への提出を荷送人へ義務付け
- ・貨物毎に定められた要件に従った運送を船長に義務付け
- ・IMSBCコードに未掲載貨物の取扱を規定
 - 荷積国の承認及び当該承認にかかる荷揚国・旗国間の協議
 - 荷積国が承認した運送要件に従った運送の義務付け

対象物質

全ての固体ばら積み貨物(穀類を除く)

- ・種別A：液状化貨物（液状化するおそれのある物質）
- ・種別B：固体化学貨物（化学的危険性を有する貨物）
- ・種別C：種別A、種別Bの両方の危険性を有しない貨物



※ばら積みで運送する場合に化学的危険性を有するおそれのある物質（MHB）を含みます。

スケジュール

2011年1月1日より強制化
以降、2年ごとに改正

IMSBCコードの国内取入方針

国内取入の基本方針

基本的に、IMSBCコードをそのまま取り入れています。
(ただし、一部の船舶の運送要件遵守義務は軽減)

改正方法

船舶における貨物運送の基準を規定している特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）及び危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）において、既にBCコードを強制要件として一部取り入れていました。2011年以降は、IMSBCコードにおいて変更された点(運送要件、コード未掲載物質の取扱等)を中心に、上記規則（省令）及び関係告示に取り入れます。

運送要件遵守義務の対象船舶

国際航海船舶で、種別Aの貨物を運送する場合は特貨則第16条の2～第27条及び関係告示を、種別Bの貨物を運送する場合は特貨則第28条及び関係告示を、種別Cの貨物を運送する場合は関係告示を遵守する必要があります。
本邦各港間を沿海区域を超えないで種別Aの貨物を運送する場合は関係告示が免除され、平水区域又は瀬戸内において航行する場合はさらに特貨則第16条の2～第27条も免除されます。
本邦各港間を沿海区域を超えないで種別Cの貨物を運送する場合は関係告示が免除されます。
本邦各港間を沿岸区域を超えないで種別Bの貨物を運送する場合は免除される要件はありません。

スケジュール

IMSBCコード改正に合わせ、省令及び関係告示を改正

固体ばら積み貨物輸送のイメージ

